

川崎市客引き行為等の防止に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、川崎市客引き行為等の防止に関する条例（平成28年川崎市条例第17号。以下「条例」という。）及び川崎市客引き行為等の防止に関する条例施行規則（平成28年川崎市規則23号）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(指導)

第2条 条例第9条の規定による指導は、指導書（第1号様式）により行うものとする。

(勧告)

第3条 条例第10条の規定による勧告は、勧告書（第2号様式）により行うものとする。

(命令)

第4条 条例第11条の規定による命令は、命令書（第3号様式）により行うものとする。

(公表の通知)

第5条 条例第12条第2項の規定による通知は、意見等の機会付与通知書（第4号様式）により行うものとする。

(過料)

第6条 条例第15条の規定により過料を科する場合には、過料決定書（第5号様式）を交付するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

第1号様式

第 年 月 日		
指 導 書		
違反日時	年 月 日 時 分頃	
違反場所	川崎市	
違反行為者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	生 年 月 日	年 月 日
	職 業	
連絡先電話番号		
違反行為者 に関する 店舗名、法 人名等	店舗名・法人名等	
	所 在 地	
	代 表 者 名 等	
	連絡先電話番号	
違反事実	<p>川崎市客引き行為等の防止に関する条例第6条第1項に規定する客引き行為等 防止重点区域において、上記違反行為者が</p> <p>(<input type="checkbox"/>客引き行為 <input type="checkbox"/>勧誘行為 <input type="checkbox"/>客待ち行為 <input type="checkbox"/>勧誘待ち行為)をした。 (<input type="checkbox"/>客引き行為 <input type="checkbox"/>勧誘行為 <input type="checkbox"/>客待ち行為 <input type="checkbox"/>勧誘待ち行為)を に させた。</p>	
指導事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、同様の違反行為をしないこと。	
<p>あなたは、川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に違反したため、条例第9条の規定に基づき、上記のとおり指導します。</p> <p style="text-align: right;">川崎市長 印</p>		
留意事項		
<p>1 この指導に従わず、あなたが客引き行為等防止重点区域において、条例第8条の規定に違反したときは、条例第10条の規定により、勧告の対象となります。</p> <p>2 1の勧告に従わず、更に違反行為をしたときは、条例第11条の規定により、命令の対象となります。</p> <p>3 2の命令に従わず、更に違反行為をしたときは、条例第12第1項に規定する公表及び第15条に規定する過料の対象となります。</p> <p>4 あなたが雇用を受け、業務として違反行為をしたときは、当該雇用者に対して、今回指導を受けたことを必ず知らせてください。</p>		

(裏)

川崎市客引き行為等の防止に関する条例（抜粋）

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）客引き行為等 道路、広場、駅その他の公共の場所において行われる次に掲げる行為をいう。

ア 客引き行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、客となるよう言動によって勧誘する行為

イ 客待ち行為 客引き行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

ウ 勧誘行為 通行人その他不特定の者の中から相手方を特定して、立ち塞がり、追従し、呼び掛ける等平穏な通行又は利用を妨げるような態様で、次に掲げる行為を伴う役務に従事するよう言動によって勧誘する行為

（ア）人の性的好奇心をそそる行為（当該行為を撮影するための被写体となる行為を含む。）

（イ）歓楽的雰囲気醸し出す方法で客をもてなす行為

エ 勧誘待ち行為 勧誘行為をする目的で、相手方となるべき者を待つ行為

（2）市民等 本市の区域内に居住し、若しくは滞在し、又は本市の区域内を通過する者をいう。

（3）事業者等 本市の区域内で事業活動を行う者又はその従事者をいう。

（客引き行為等防止重点区域の指定等）

第6条 市長は、市民等が安心して公共の場所を通行し、又は利用することができる生活環境の確保を図るため、客引き行為等を特に防止する必要があると認める区域を客引き行為等防止重点区域（以下「重点区域」という。）として指定することができる。

（重点区域における客引き行為等の禁止）

第8条 事業者等は、重点区域において客引き行為等をし、又はさせてはならない。

（指導）

第9条 市長は、前条の規定に違反する行為（以下「違反行為」という。）をしていると認められる者に対し、違反行為を中止するよう指導することができる。

（勧告）

第10条 市長は、前条の規定による指導を受けた者が更に違反行為をしたときは、その者に対し、違反行為をしてはならない旨を勧告することができる。

（命令）

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が更に違反行為をしたときは、その者に対し、違反行為をしてはならない旨を命ずることができる。

（公表）

第12条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

（1）命令を受けた者の氏名又は名称及び住所又は店舗の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名

（2）命令の内容

（3）その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定により公表しようとするときは、あらかじめ当該公表される者にその理由を通知し、その者が意見を述べ、証拠を提示する機会を与えなければならない。

（罰則）

第15条 第11条の規定による市長の命令に違反した者は、50,000円以下の過料に処する。

第 年 月 日		
勸告書		
違反日時	年 月 日 時 分頃	
違反場所	川崎市	
違反行為者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	生年月日	年 月 日
	職業	
連絡先電話番号		
違反行為者に関する店舗名、法人名等	店舗名・法人名等	
	所在地	
	代表者名等	
	連絡先電話番号	
違反事実	<p>川崎市客引き行為等の防止に関する条例第6条第1項に規定する客引き行為等防止重点区域において、上記違反行為者が</p> <p>(<input type="checkbox"/>客引き行為 <input type="checkbox"/>勧誘行為 <input type="checkbox"/>客待ち行為 <input type="checkbox"/>勧誘待ち行為)をした。</p> <p>(<input type="checkbox"/>客引き行為 <input type="checkbox"/>勧誘行為 <input type="checkbox"/>客待ち行為 <input type="checkbox"/>勧誘待ち行為)を に</p> <p>させた。</p>	
勸告事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、同様の違反行為をしないこと。	
<p>あなたは、川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に違反したため、年 月 日付け第 号の指導書により指導したにもかかわらず、同様の違反行為をしました。したがって、条例第10条の規定に基づき、上記のとおり勸告します。</p>		
川崎市長 印		
留意事項		
<p>1 この勸告に従わず、あなたが更に客引き行為等防止重点区域において、条例第8条の規定に違反したときは、条例第11条の規定により、命令の対象となります。</p> <p>2 1の命令に従わず、更に違反行為をしたときは、条例第12条第1項に規定する公表及び第15条に規定する過料の対象となります。</p> <p>3 あなたが雇用を受け、業務として違反行為をしたときは、当該雇用者に対して、今回勸告を受けたことを必ず知らせてください。</p>		

第3号様式

第 年 月 日		
命令書		
違反日時	年 月 日 時 分頃	
違反場所	川崎市	
違反行為者	住所又は居所	
	氏名又は名称	
	生 年 月 日	年 月 日
	職 業	
連絡先電話番号		
違反行為者 に関する 店舗名、法 人名等	店舗名・法人名等	
	所 在 地	
	代 表 者 名 等	
	連絡先電話番号	
違反事実	<p>川崎市客引き行為等の防止に関する条例第6条第1項に規定する客引き行為等防止重点区域において、上記違反行為者が</p> <p>(<input type="checkbox"/>客引き行為 <input type="checkbox"/>勧誘行為 <input type="checkbox"/>客待ち行為 <input type="checkbox"/>勧誘待ち行為)をした。</p> <p>(<input type="checkbox"/>客引き行為 <input type="checkbox"/>勧誘行為 <input type="checkbox"/>客待ち行為 <input type="checkbox"/>勧誘待ち行為)を にさせた。</p>	
命令事項	上記違反事実に記載の行為を中止し、同様の違反行為をしないこと。	
<p>あなたは、川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）第8条の規定に違反したため、年 月 日付け第 号の勧告書により勧告したにもかかわらず、同様の違反行為をしました。したがって、条例第11条の規定に基づき、上記のとおり命令します。</p> <p>今後、あなたが、正当な理由なくこの命令に従わず、更に禁止行為を行った場合は、条例第12条第1項の規定に基づき、あなたの氏名等を公表することがあるとともに、条例第15条の規定に基づき、50,000円以下の過料に処するものとします。</p>		
川崎市長 印		
留意事項		
あなたが雇用を受け、業務として違反行為をしたときは、当該雇用者に対して、今回命令を受けたことを必ず知らせてください。		

川 第 号
年 月 日

意見等の機会付与通知書

住 所

氏 名 様

川崎市長 印

川崎市客引き行為等の防止に関する条例第12条第2項の規定により、次の理由により公表を行います。これについて意見を述べ、証拠を提示する機会を与えますので、書面にて、
年 月 日までに書面提出先に提出してください。

公表する事項	
公表の原因となる事実	
書 面 提 出 先	

第 年 月 日 号

過料決定書

住所
氏名 様

過料	円
適用条項	川崎市客引き行為等の防止に関する条例（以下「条例」という。）第15条

処分事由

客引き行為等防止重点区域における客引き行為等（条例第8条違反）

日時	年 月 日 午前・午後 時 分頃
場所	川崎市 区

上記のとおり、過料に処します。

川崎市長 印

この処分に不服があるときは、この決定書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、川崎市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この決定書を受け取った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日）の翌日から起算して6月以内に、川崎市を被告として（川崎市長が被告の代表者となります。）提起することができます。